

第1回門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業
業務委託業者選定委員会の会議記録

平成29年2月24日

会議の名称	第1回門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託業者選定委員会
開催日時	平成29年1月26日(木) 午前11時から午後0時10分まで
開催場所	門真市役所本館4階 第8会議室
出席者	市原委員長、宮口副委員長 北井委員、吉井委員、西本委員 【出席人数 5人/全5人中】
議題 (内容)	◎当該選定委員会における会議の公開・非公開について ◎一次審査における最低点数及び同点の場合の取扱いについて ◎書類審査の実施 ◎次回の開催日時について
傍聴定員	— (非公開のため)
担当部署 (事務局)	(担当課名) 保健福祉部地域福祉課地域福祉グループ (電話) 06-6902-6093 (直通)
会議記録 (発言内容)	<p>【事務局】 定刻になりましたので、ただいまから第1回門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託業者選定委員会を開催させていただきます。 本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます、保健福祉部地域福祉課長補佐の寺西でございます。よろしくお願いいたします。 お席につきましては、名簿の順に従いまして事務局で指定させていただいておりますので、よろしくご了承の程お願い申し上げます。</p> <p>開催に先立ちまして、当委員会委員のご紹介をさせていただきます。 保健福祉部長 市原委員長 でございます。</p> <p>【委員長】 市原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】 保健福祉部次長 宮口副委員長 でございます。</p> <p>【副委員長】 宮口です。よろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】 保健福祉部地域福祉課長 北井委員 でございます。</p> <p>【北井委員】 北井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】 保健福祉部保護総務課長 吉井委員 でございます。</p>

【吉井委員】

吉井です。よろしくお願いします。

【事務局】

保健福祉部保護課長 西本委員 でございます。

【西本委員】

西本でございます。よろしくお願いします。

【事務局】

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。地域福祉課高橋でございます。

(高橋) よろしく申し上げます。

また、保護課の西谷課長補佐でございます。

(西谷) 西谷です。よろしくお願いします。

保護課の和田でございます。

(和田) 和田です。よろしくお願いします。

それでは、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。

資料1 会議次第

資料2 一次審査評価シート

資料3 A社企画提案書

資料4 B社企画提案書

資料5 C社企画提案書

資料6 門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託に係るプロポーザル参加者募集要領

資料7 「門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託」に係るプロポーザルの企画提案書等作成要領

資料8 門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託事業者選定委員会設置要綱

以上でございます。不足などはございませんでしょうか。

それでは、選定委員会規定第5条により、本会議の議長が委員長となっておりますので、今後の議事運営を委員長に引き継ぎしたいと思います。

市原委員長、お願いいたします。

【委員長】

では、私のほうで進めてまいりたいと存じます。

早速ですが、案件(1)の「選定委員会における会議の公開・非公開について」ですが、事務局の方で説明をお願いします。

【事務局】

本市におきましては、「審議会等の公開に関する指針」により原則として会議は公開としております。しかし、一定要件を満たす場合は、非公開とすることもできるとされております。本委員会につきましては、門真市情報公開条例第6条第2号に定める不開示情報、つまり参加企業が持つ信用や技術力が選定の決め手となるため、当然ながら企業秘密にも属するものがあると考えられますので、非公開とするのが妥当であると考えております。なお、会議録につきましては、要約して公表いたしたいと考えております。

【委員長】

ただいま、委員会の公開、非公開について事務局の考え方が示されましたがいかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

それでは異議なしとのことで、会議は非公開とし、議事録は要約公表にすることと決定いたします。

続きまして、審査方法につきまして、事務局から説明してください。

【事務局】

それでは、審査方法についてご説明させていただきます。

平成 28 年 12 月 22 日から平成 29 年 1 月 16 日まで、門真市生活困窮者及び生活保護受給者就労支援事業業務委託業者について申請を受付しましたところ、3 者から申請があり、企画提案書の締切日である 1 月 23 日までに申請のあった 3 者全てから企画提案書の提出があったため、3 者を一次審査の対象としております。

本日の第 1 回選定委員会で書類審査、第 2 回選定委員会では書類審査通過事業者によるプレゼンテーションと質疑により審査していただき、一次審査と二次審査の合計点数で候補者 1 業者と、次点候補者 1 業者の決定を行っていただきたいと思いますと考えております。

評価点数につきましては、一次審査における各委員の配点は 100 点満点となっており、委員長、副委員長及び 3 名の委員の合計 500 点満点となっております。最低点数に満たない者を除いた上位 3 者を二次審査の対象とします。また、二次審査における各委員の配点は 60 点満点となっており、委員長、副委員長及び 3 名の委員の合計 300 点満点となっております。

【委員長】

説明が終わりましたけれども、ここで、案件（2）の「一次審査における最低点数及び同点の場合の取扱いについて」について事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。先ほど申し上げました通り、本日の一次審査で応募書類による審査を行い、その結果最低点数に満たない者を除いた上位 3 者を二次審査の対象とします。

一次審査における最低点数をあらかじめ本選定委員会により決定していただく必要がありますが、最低点数は評価シートのすべての項目が C であった場合の全体の 60% である 500 点満点中の 300 点とし、委員長、副委員長及び 3 名の委員の評価点数合計が 300 点に満たない場合は選定しないものとしてはどうかと考えております。

また、最終的に一次審査と二次審査の合計点数が一番高い事業者を候補者として選定しますが、複数の事業者の点数が同点となる場合が考えられます。その場合においては、見積金額の低い事業者を候補者としてはどうかと考えております。

以上でございます。

【委員長】

ただいま事務局の方より説明がありました一次審査における最低点数、また、同点の場合についての取扱いについて何かご意見はありますか。

【委員長】

それではご意見がありませんでしたので、異議なしとのことで、一次審査における最低点数を 300 点、同点の場合は見積額の低い事業者を候補者とすることと決定いたします。

続きまして、案件（3）の書類審査の実施に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

審査を行っていただく前に、採点方法についてご説明させていただきます。お手元に、資料2 一次審査評価シートをご用意ください。

本日の第1次審査におきましては、そちらの一次審査評価シートによる各委員の点数を集計し、第1次審査通過事業者を決定いたします。点数の集計は事務局で行い、本日の委員会の中で第1次審査結果として各委員に報告するとともに、審査結果を市ホームページに掲載することといたします。

委員長、副委員長及び3名の委員に、それぞれ事業者ごとに一次審査評価シートを1枚ずつ配布しております。参加申込事業者に提出いただいた企画提案書をもとに、評価内容に沿って、それぞれ5段階で採点していただきます。

評価点数につきましては、Cを基準とし、各評価基準に示す評価内容が優れていれば高い点数、十分でない場合は低い点数としております。各委員の配点は100点満点となっており、委員長、副委員長及び3名の委員の合計500点満点となっております。

なお、案件（2）で決定いただいた最低点数に基づき、一次審査通過の最低点数は300点とし、委員長、副委員長及び3名の委員の評価点数合計が300点に満たない場合は二次審査の対象としないものとします。以上でございます。

【委員長】

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

なしでよろしいですか。それでは引き続き説明をお願いします。

【事務局】

続いて、一次審査評価シートの審査項目について説明いたします。

審査基準につきましては、門真市生活困窮者就労準備支援事業及び門真市就労支援等事業の2事業に対する提案内容を評価していただくこととなりますが、各評価基準において、両事業を総合して、5段階で評価いただきますようお願いいたします。

なお、審査を行う際の視点といたしまして、評価基準にそれぞれ評価内容を掲げておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。それでは審査に入りたいと思います。各委員にお配りしております事業報告等の申請書類を精査いただきまして、基準に沿って、評価をお願いします。審査時間は30分間を目途に行うこととし、15分経過後に一旦状況を確認させていただきたいと思います。それでは、これより書類審査を開始します。

(書類審査中)

【委員長】

各委員さん書類審査をしていただいておりますけれども、それぞれできた方から集計をお願いしております。揃いましたら、これから会議を再開したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(集計)

【委員長】

それでは、事務局より集計結果の報告をお願いしたいと思います。

【事務局】

はい。ただいま集計の結果が出ましたのでご報告したいと思います。A社350点、B社345点、C社386点となりました。よって、一次審査の結果、全事業者とも一次審査通過とさせていただきます。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ただいまの報告によりますと、A社が350点、B社345点、C社386点という結果になりましたので、A社、B社、C社の3事業者を第1次審査通過としたいと思います。よろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

【委員長】

ではそのようにいたします。それでは、案件(4)の「次回の開催日時について」事務局より次回の日程について説明をお願いします。

【事務局】

次回の選定委員会は、2月10日金曜日午後1時から、門真市役所 本館2階 大会議室にて開催させていただきます。

本日書類審査を通過いたしました事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施いたします。ヒアリングにつきましては、書類による一次審査では十分に把握できなかった内容につきまして、評価基準に基づき各事業者それぞれ質問を行い、質疑応答の内容を勘案して、共通の評価基準の採点に反映していただくことを想定しています。

各事業者のプレゼン終了後、書類審査、面接審査の合計点で候補者を選定させていただきたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございます。それでは、本日の委員会は以上をもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【全委員】

ありがとうございました。

以上